

評価項目・評価方法等について

1. 仕様点（30%）

詳細な機能要件を、個別事項ごとに実務的な見地から評価を行う。評価の対象範囲は、「機能要件回答書」とする。

評価方法については、各項目に対して機能等を実装しているかの評価を行う。また、各項目のうち重要な項目については、配点の比重を高くするものとする。

2. 提案点（40%）

企画提案依頼書の内容について、提出された提案書・プレゼンテーションの内容等をもとに事業全体を大局的な見地から本市の事務運営に寄与・貢献するか総合的に評価する。なお、評価基準については、システム管理者及び業務担当者の視点から計画性・実現性・具体性・将来性・信頼性をもとに設けるものとする。

3. 価格点（30%）

本構築業務に係る初期導入経費（イニシャルコスト）、5年間の保守・運用経費（ランニングコスト）、本構築業務の必須要件以外に別途提案及び費用の提示を求めたものに関する経費を評価する。

将来にわたって、本市の行政経費を削減できるかを評価するものとする。

4. 処分点

公募開始日から過去3年以内の処分歴がある場合は、処分等の終期から公募日までの経過期間及び処分等の期間の長さに応じて、合計点の概ね5%から10%を減点します。

5. その他

評価は仕様点・提案点・価格点をそれぞれ30%、40%、30%の比率で加重し、総合点を算出する。

総合点が最も高い受託希望事業者を優先契約候補事業者とする。